

東京第一会計ニュース

2023(令和5)年1月1日発行

No.117  
CONTENTS

新年のご挨拶

第42回 末広会総会開催のご案内

顧問先紹介【株式会社SHINSEI】

令和五年度税制改正大綱

壬  
戌

いしづえ

迎春

二〇二三年



## 新年のご挨拶



税理士 塩畑 契之



新たな年は新たな局面を迎える年

新しい年の年頭にあたりまして、皆様方に謹んで新年のお慶びを申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大からほぼ三年がたち、いろいろな規制が緩和され経済活動が徐々に正常化し始めました。規制が緩和されたことにより、コロナ禍で抑制され蓄積してきた消費意欲が具現化しつつあります。訪日外国人旅行者数の増加も予想され、円安によるお得感とあいまつてインバウンド消費が国内景気高揚の牽引要素になることでしょう。輸入エネルギー価格高騰に起因する物価上昇により後ろ向きだった消費者心理も、今年の春闇における名目賃金の上昇により徐々に前向きに変化していくと思います。中国国内における不動産市場のさらなる悪化並びに都市封鎖による物流の滞りや、ロシアによるウクライナ侵攻の泥沼化など世界経済に与えるマイナス面も考えられますが、二〇二三年における日本国内景気は高揚局面に変化することでしょう。

企業を取り巻く環境には、原材料価格の高騰、人手不足、人件費の上昇という厳しい要素もありますが、今この時期にコロナ禍により変化した消費者ニーズを的確に捉え、さらにはご自身が提供するサービスおよび商品価格の再検討を行つていただき自社の体力増強を目指してください。残念ながらこの景気高揚局面は長くは続かないものと考えられますので、この好機を逃すことなく機敏に対応していただきたいと思います。

電子帳簿保存法の改正や消費税における適格請求書保存方式（インボイス制度）導入と、税務の世界も新たな局面を迎えております。

顧問先の皆様が、あらゆる変化にいち早く対応いただけますように、私たち東京第一会計も積極的に情報発信をしてまいります。本年もよろしくお願い申し上げます。



税理士 近藤 勝美



新年を迎え謹んでお慶び申し上げます。

昨年の十二月一日から所得税や贈与税といった国の税金がスマートフォンの決済アプリを使って納められるようになりました。一度に収められる金額は30万円までです。電子申告・納税（e-Tax）システムを利⽤すれば専用サイトに直接移動できるので、申告から納税まで自宅に居ながら完結します。

そんな記事を読んで驚きました。

私が社会に出た昭和四十年代は、ソロバン全盛の時代でした。電卓等もなくて、ひたすらソロバンをはじいていたように記憶しています。

そして50年経った今、若い時には想像もできなかつた、パソコンやインターネットの時代になりました。AI・BI・IRなどの聞きなれないアルファベットの略語が氾濫しています。

暮らしや社会は、目まぐるしく変化し、そのモノやコトの変化のスピードは一段と早くなっています。このような社会の変化に戸惑いながらも、その変化に敏感に反応し、適切に対応することが大切だと思います。

ところで、本年十月一日からインボイス制度が実施されます。

また、インボイス制度の開始と同時に電子インボイス（デジタルインボイス）制度が導入されます。デジタル庁が中心となつてIT企業と「電子インボイス推進協議会」を立ち上げていますが、内容がはつきりしません。それでも、取引先が電子インボイス制度を採用していれば、仕入税額控除を受けるためには税務会計業務をデジタル化せざるを得なくなります。私たちの事務負担や費用が増加することが予想されます。東京第一会計は、皆様のお役に立てるよう職員一同努力してまいります。本年もよろしくお願いいたします

## 令和五年度税制改正大綱

6

二〇二二年十二月に与党が税制改正大綱を公表しました。税制改正大綱とは、与党の税制調査会が取りまとめた税制改正案です。閣議決定や、国会等での審議を経て税制改正の法案が成立します。

その中で、今回はインボイス制度（消費税）に関する3つの改正について触れていきます。

### ① 免税事業者が課税事業者になる場合の納税額に係る負担軽減措置

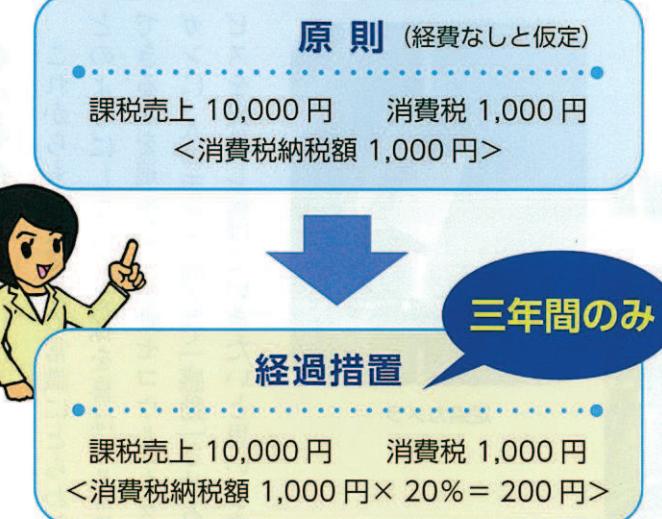
現在消費税を納める義務のない免税事業者が、インボイス制度が施行される二〇二三年十月から消費税を納める課税事業者を選択した場合、三年間の間は納税額を売上の消費税額の2割に軽減する経過措置を講じることになりました。

基準期間（前々年・前々事業年度）の課税売上高が5千万円以下の場合には簡易課税制度を選択することができます。売上だけで消費税を計算する方法で、売上取引を内容ごとに第一種～第六種に分類し、売上の消費税額の1割～6割の消費税を納めます。

支払った消費税額等を把握する必要がないため原則的な計算よりも簡単ですが、事前に届出を提出する必要があることや、取引を区分する必要があることなど注意すべき点もあります。

今回の改正では事前の届出は不要となる見込みで、取引を区分する必要もないため、簡易課税制度よりも事務負担は軽減されます。

しかし、今まで納めていなかつた消費税を負担することに変わりはありません。また、三年間のみの経過措置のため、その後は通常の簡易課税制度等に移行する必要があります。



### ② 中小事業者等に対する事務負担の軽減措置

基準期間における課税売上高が1億円以下である事業者を対象として、1万円未満の課税仕入れについて、二〇二三年十月から六年間はインボイスの保存がなくとも帳簿のみの保存で仕入税額控除が可能となる経過措置を講じることとなりました。

### ③ 少額な返還インボイスの交付義務の見直し

インボイス制度の下では、インボイス発行事業者が売上値引きをした際には、「適格返還請求書（返還インボイス）」を交付する必要があります。

しかし、実務上売掛金等が入金される際に振込手数料相当額を差し引かれてしまうケースが多くあります。従来はその度に返還インボイスを交付する必要があり、数百円の手数料のために事務負担が増加することが懸念されていました。今回の改正で、1万円未満の売上値引きについては返還インボイスの交付が不要となりました。

